

漁業法第58条第1項の規定に基づく小型捕鯨業の告示案について

1. 告示の趣旨

小型捕鯨業の許可の有効期限が、平成23年3月31日に満了するため、新たに許可を行うに当たり、漁業法第58条第1項の規定に基づき、許可又は起業の認可をすべき隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めて告示するものである。

また、当該漁業は国際交渉の結果によって操業の内容が大きく左右されることから、許可の有効期間を通常5年間より短い期間に定めることとするものである。

2. 告示の内容

- (1) 次に示す船舶の総トン数において、許可又は起業の認可をすべき船舶の隻数は9隻とする。
 - ・ 旧トン数適用船舶であって48トン未満のもの
 - ・ 旧トン数適用船舶以外の船舶であって40トン未満
- (2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間
平成22年11月告示日から平成23年2月28日までとする。
- (3) 許可の有効期間は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までとする。